

3月定例教育委員会会議録

開催日時 令和8年(2026年)3月27日(金)
午前9時30分～11時30分

開催場所 県庁新館4階教育委員会室

出席委員 教育長 村井 泰彦
委員(教育長職務代理者) 土井 真一
委員 窪田 知子
委員 野村 早苗
委員 塚本 晃弘
委員 森 和之

1 開 会

- 事務局から教育長が業務により途中からの参加を予定しており、それまで教育長職務代理者が進行を務める旨の連絡があった。
- 教育長職務代理者から開会の宣告があった。
- 教育長職務代理者より出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議の成立が確認された。
- 事務局から説明員の出欠について報告があった。

2 非公開事案の確認

- 教育長職務代理者から、また、第62号議案および第66号議案については、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に影響をおよぼすおそれがあることから、審議を非公開とすべきとの発議があり、全員異議なく了承され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、第62号議案および第66号議案の審議が非公開とされることとなった。また、審議の順番については、公開議案、報告事項、非公開議案という順で審議していくこととなった。

3 会議録確認

- 2月12日開催の定例教育委員会および3月18日開催の臨時教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

4 議事（議案：公開）

- 教育長職務代理者から第56号議案「滋賀県教育委員会の事務部局の職員のうち指導主事の数を定める規則の一部改正について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

なし

- 教育長職務代理者から第56号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長職務代理者から第57号議案「滋賀県教育財産管理規則の一部改正について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

（土井委員）

少し古くなった用語等を整え、これまで様式に落としていた事項を本文に移し、手続きを整備したということか。

（太田教育総務課長）

近年、知事部局で土地建物など公有財産を巡る問題が起こっており、今後知事部局の方で公有財産事務規則の規定の改正が見込まれる。知事部局の規定と合わせに行くということで、改正に備えるということも含め、今回こういった改正を行う。

- 教育長職務代理者から第57号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長職務代理者から第59号議案「滋賀県学校教育情報化推進計画（第2期）の策定について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(塚本委員)

計画の期間は5年が多いと思うが、進展の早い分野ということで3年になっているのだと理解する。状況の変化に合わせてまた検討いただくこともあると思うが、この計画のもとに進めていただきたい。

働き方改革の面では、デジタル化が進むことで、24時間触れてしまうようになり、むしろ働き方を過密にする危険性も危惧している。どうバランスを取っていただくか、今後検討しながら進めていただきたい。

また、生成AIに関する記述もあったが、AIのハルシネーションやエコーチェンバーといったもの等、なかなかそればかりを信じるわけにはいかないという面もあるため、今後具体的な施策を進める中で留意をお願いしたい。

(土井委員)

生成AIの問題については、学習指導要領の改訂でも、デジタル学習基盤の活用方法との関係で議論になっている。今回の改訂で、課題を追究し、解決する活動を充実する方向が打ち出され、児童や生徒が自分で課題を設定し、追究し、解決の方法をまとめる作業を充実させることになるが、この過程で生成AIがどのように使われるかを考える必要がある。ICTの活用が情報収集の段階で行われる場合には、その情報が真実か、妥当性があるかをチェックしなければならないが、課題の設定、分析、解決方法の過程で生成AIが利用される場合には、生成AIが作成したものをそのまままとめるのではなく、本人が責任を持って判断し、思考したものが含まれるようにする必要があり、学習活動それ自体が問題となる。

これまでデジタル学習基盤の利用については、教員が教える際のICTの使い方に焦点が当てられてきたが、今後は、教具としてICTを使うのではなく、児童や生徒の皆さんが使うことを前提に、どのようにして適切な学習活動に導いていくかが重要である。課題追究学習の成果物をどのように評価するのか、生成AIに支配されない学習活動をどのように工夫するかなどを検討しなければならない。デジタル学習基盤の活用についても情報モラルについても、計画に盛り込まれているので、次の段階で、どう展開するかということについて、十分ご検討いただきたい。

(森委員)

富士通の研究では、3年後にはAIは人間の能力を完全に超えると言われており、進歩の早い中で、教育現場が追いついていかないことが必ず起きる。その都度教育委員会で、適切に指針を出していくことが必要である。計画を策定しました、で終わりではなく、レビューを定期的にしっかりやっていただくことが重要だと思う。これはどのように行うのかお聞きしたい。

(嶋原室長)

ご指摘のとおり、学校現場ではどういう対応、取り扱いで進めればよいかという意見を国のガイドラインを送付した時に学校からいただいている。指針等については、現在、国のガイドラインベースでしか回答ができていないところだが、様々な学校での使われ方について、ノウハウが我々の方にも入ってきているため、それを整理し、進める方向と、課題となり慎重に使う必要性のものを今後考えていきたい。

(森委員)

常にルールを変更していくというアナウンスを現場にしていかなければならない。一年に一回ではなく、定期的に発信する必要がある。それが本当に正しいかどうかという審議を何らかの形でやっていかなければいけない。

(嶋原室長)

ご指摘いただいた通り、今後もルールなどが変わることはあると思う。その都度情報を収集し、変更等をしたい。

(土井委員)

ICTや生成AIの分野は、非常に速い速度で変化するため、技術の進展が読めない部分が多い。教育は本来短期間で何かを実現できる分野ではなく、教育課程を頻繁に変更することはできないが、ICTや生成AIの技術については、おそらく5年後は全然違う世界になっている。計画としては3年の期間だが、状況の進展に応じて、適宜見直しを行ったり、必要な通知をしたりすることが求められるということだと思う。

- 教育長職務代理者から第59号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。
- 教育長職務代理者から第58号議案「滋賀県教育委員会事務局職員服務規程の一部改正について」および、第60号議案「滋賀県立学校職員服務規程の一部改正について」、事務局に一括して説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見

(土井委員)

資料に記載されている実質的内容の改正は人事委員会規則の方で行われているのか。

(太田教育総務課長)

ご指摘のとおり、服務規程は手続を決めているもので、実質的な内容は人事委員会規則で定めている。特別休暇の表である人事委員会規則別表1と別表2のうち、別表2が無給の休暇となっているが、ここに記載されていたドナー休暇や育児時間休暇について、有給の休暇である別表1に変わったため、別表2の休暇の項が繰り上がった。これに伴い規則別表の項を引用している服務規程の手続の条文を今回改正したところ。

- 教育長職務代理者から第58号議案および第60号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。
- 教育長職務代理者から第61号議案「次期「学校における働き方改革取組計画」の策定について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見

(塚本委員)

昨今過剰な要求をされる保護者の対応に、現場の先生が手を取られていて、困っているということも聞くため、そういったことも取り上げていただいていると思う。働く方々を守るという意味で、管理職の意識レベルを上げることも当然大事である。現在、ガイドラインを作成途中と記憶しているが、そこについてお尋ねしたい。それから、学校の先生方の中にもご自身が未就学児あるいは学童期にあたるお子さんを抱えている先生方もいる。そういった先生方は学校の子どもたちには一生懸命手当てするが、自分の子はどう手当てしようか、ということをお悩んでおられる先生もいると聞き及んだため、そういったことも含めた働きやすい職場づくりを、この計画に則りながら進めていただきたい。

(大野教職員課長)

過剰な要求をする保護者への対応については、カスハラ対策のガイドラインや条例の策定に向けて、知事部局も含めた全庁での議論が来年度行われるため、その中で、学校についてもどういうガイドライン等がいいのか、どういう取り組みができるのか考えていきたい。過剰な要求への対応としては、会話を録音することを事前にアナウンスをする電話機の設置も検討していきたいと思っている。また、育児中の教職員の対応については、柔軟で多様な働き方を検討するとともに、育児にかかる休暇制度などの周知にも今後努めていきたい。

(塚本委員)

現状、子連れでの出勤を認められていることはあるのか。

(大野教職員課長)
ないものと認識している。

(塚本委員)
そういう方向性の議論がされたことはあるか。

(大野教職員課長)
ないものと認識している。

(森委員)
年度ごとに目標数値が達成できたかを考えると、まずルールを作った側のレビューをどうするかということ、例えば市町村別にその目標に届かなかったところに指導するタイミングがあるかどうか、お聞きしたい。

(大野教職員課長)
毎年度、実績は把握し、市町連携会議等でも報告をしていながら対策を取っていきたい。また、全教職員を対象としたアンケートをしているが、その中でどういったことで時間外勤務が多くなっているのかということも把握しながら、計画の見直し等も含め対策を考えたい。

(森委員)
その情報は教育委員会へ上がってくるのか。

(大野教職員課長)
毎年度の結果は県議会の常任委員会で報告しているが、教育委員会では報告ができていない。今回、法改正があり、毎年の結果を総合教育会議にて報告することが義務付けられたため、その中で報告をしていきたい。

●教育長職務代理者から第61号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

●教育長職務代理者から第63号議案「滋賀県特別支援教育推進計画の策定について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(土井委員)

共に学び共に生きる共生社会の形成を目指すことは非常に大事なことであり、多様なあり方を受け入れていく社会を築かなければならない。ただ、その実現を図るためには、効率性を要求しすぎないようにする必要がある。働き方改革において、できるかぎり効率的に働くことを求めても、子どもたちはその思惑通りには動かないし、それこそが多様なのだと思う。学校で取り組むべき課題は時間的に余裕が必要になるので、働き方改革、特別支援、教育課程全体の見直しも合わせて考えていただきたい。

●教育長職務代理者から第63号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

●教育長職務代理者から教育長に議事の進行が引き継がれた。

●教育長から第64号議案「滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則の一部改正について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

なし

●教育長から第64号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

●教育長から第65号議案「滋賀県における中学校部活動および地域クラブ活動の推進計画」の策定について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(野村委員)

できるだけ県内で足並みが揃うような形で、計画の方を進めていただきたいと思うとともに、中間評価にて県全体でどれだけ足並みが揃っているのかの検証をしていただきたい。また、現在中学生の生徒がこの意向に対しどのようなことを感じているのかについても調べていただきたい。実際に部活動として、先生から教わってきた子どもたちが、一般の方、指導者の方、外部講師の方が入られることによって得られたこと、また、本来部活動であったことが変わり、以前の方

が良かったといった子どもたちが持っている意見というものがあると思う。そういった子どもたちの意見を聞き、それを反映させながら、次の活動等につなげていけるような取り組みになっていければよい。部活動の教育的な意義というのも、確かにあったと思うため、子供たちが本当にいい環境の中で活動できるような仕組みを考えていくようお願いしたい。

(安井保健体育課長)

現状については、毎年各市町の状況を踏まえ、どういったことが必要になるのかを各事業に反映していきたい。中学生の考えについては、現状では部活動が大半ということで、満足しているということだが、一方で、地域展開しなければ持たないということが明らかになっている段階でもある。展開したから終わりではなく、どういった形をとれば活動をする機会を確保できるのかということについては、児童生徒も含めた意見を聞きながら考えてまいりたい。

(塚本委員)

人材も含めたそれぞれの地域格差もあるため、気をつけて今後見ていくべき。様々な地域のコミュニティが成り手不足、人材不足で疲弊しているというような状況を考慮すると、連携を進めるプランを作ったからといって部活動の地域展開が理想通りに進むとは限らない。そういった実情も鑑みながら、今後慎重に進めていくべきだと考えるため、よろしくをお願いしたい。

(安井保健体育課長)

10年、20年後、今回取り組んでいる活動が地域の財産になるような形になればと思っている。

- 教育長から第65号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

5 報告(公開)

- 教育長から報告事項ア「滋賀県社会教育委員会議提言「地域への誇りと愛着を育む社会教育のあり方～学びを通じた地域社会のつながりづくり～」について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

(塚本委員)

部活動や特別支援教育を社会で受け入れていくという視点に立ったとき、地

域の中にこういったコミュニティ力を上げていくということは、大切な環境づくりだと思いながら聞かせていただいた。これからの社会教育の役割として挙げていただいた5つも、学校に行けずに困っているような子どもたちも地域で支えていくといった、非常に大切な地域の役割である。しかし、コミュニティ力が落ちているというご指摘もあったように、体験の格差からくるものや人のつながりの弱さが見えてきてしまっている現代において、提言いただいた方向性を目指していくというのは大切なことだと思う。このような方向に向け、今後具体的なことが動いていくよう期待している。

(川端社会教育委員会議議長)

15名の委員も子どもたちの居場所で日々活動しているもの、若い世代で地域と一緒に自分の経験を積み重ねているもの、いろんな立場の者がいる。子どもたちも含め、地域の様々な課題を少しでも良くしていくための社会教育というものの役割が重要である。皆が社会教育を日々意識し活動しているわけではないが、皆が地域のために、周りの人々のために活躍していることそのものが社会教育であるという意識を、私たちがしっかりと発信をしていく所存。

(土井委員)

提言を受け、教育委員会としても施策を遂行していきたい。個人的なつながりや学びを維持する人材の育成は特に重要である。今は、若い世代だけでなく、全ての世代がサービスを受ける消費者としての側面が強くなってきており、積極的に自分からことを起こせない場合が多い。そうした中で、人をまとめてプロジェクトを起こし、活動していく機会を設ける人が重要になってきており、提言のような形で人材育成ができるとよいと思う。地域の観点からすると、社会教育も福祉も地域おこしも、異なる問題ではなく、相互に関連しているので、この提言を実現していく上では、知事部局とも連携して進めていただきたい。

(濱生涯学習課長)

社会教育委員の皆様には、それぞれ独立して自主的に研究活動を進めていただき、今回の提言をまとめていただいた。これを具体化するような事業、あるいは事業の進め方の面でも、ぜひこれを反映していきたいと思っている。

来年度は、まずは「縁出」する人材という部分について、社会教育士の資格を持っている方が県内に70人ほどおられるため、こうした方の人材育成資質向上、活躍する場の創出という取り組みを進めていくことにしている。その結果もフィードバックさせながら、さらに次期社会教育委員会議に向け取り組んでまいりたい。

●教育長から報告事項イ「令和8年度全国高等学校総合体育大会について(総合開会式)」について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料

に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

なし

6 議事（議案：非公開）

●第62号議案について、原案通り可決された。

●第66号議案について、原案通り可決された。

7 閉 会

●教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。